

未納期間つくらない



① 公的年金の仕組みを再確認

年金は受給額ばかりに目を向けがちですが「どのように保険料を納めてきたか」「病气やけがで障害が残ったか」「家族が死亡したか」が色濃く反映される一面もあります。いざという時に困らないためにも、公的年金の仕組みを再確認してみましょう。

Q 公的年金はどんな時に受給できるの？

A 公的年金には「老齢」「障害」「遺族」という3つの支給事由があります。老齢年金は高

齢(原則65歳)になって稼働力がなくなった時、障害年金は現役(原則65歳未満)の人が障害により稼働力が制限されるようになった時、遺族年金は稼いでいた家族が亡くなり世帯として稼働力がなくなった時に、それぞれ受給できます。ある程度高齢になると、体のあ

ちこちに障害が出てくるかもしれませんが、障害年金は現役の人を支える制度なので、高齢の人が新たに請求することはできません。なお、公的年金には「1人1年金の原則」があるため、一部の特

殊(原則65歳)になって稼働力がなくなった時、障害年金は現役(原則65歳未満)の人が障害により稼働力が制限されるようになった時、遺族年金は稼いでいた家族が亡くなり世帯として稼働力がなくなった時に、それぞれ受給できます。ある程度高齢になると、体のあ

富山県金融広報委員会
金融広報アドバイザー
三ツ塚 真樹子

公的年金の給付の種類(表1)

| | 基礎年金 | 厚生年金 |
|----|------------------------------------|---------------------------------|
| 老齢 | ●老齢基礎年金 保険料を納めた期間などに応じた額 | ●老齢厚生年金 保険料を納めた期間や賃金に応じた額 |
| 障害 | ●障害基礎年金 障害等級に応じた額(子がいる場合には加算あり) | ●障害厚生年金 賃金や加入期間、障害等級に応じた額 |
| 遺族 | ●遺族基礎年金 老齢基礎年金の満額に子の数に応じて加算した額 | ●遺族厚生年金 亡くなった方の老齢厚生年金の4分の3の額 |

※賃金(平均標準報酬額)とは厚生年金への加入期間中の給与と賞与の平均額。障害等級は基礎年金と厚生年金で共通。障害厚生年金(2級以上)受給者は、同時に障害基礎年金を受給できる

出典:厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/content/000341071.pdf)

保険料の納付方法(表2)

| | 加入する制度 | 対象者 | 保険料の納付方法 |
|---------|-------------|-------------------------------|-------------------------|
| 第1号被保険者 | 国民年金 | ●学生 ●自営業者 ●農林漁業者 | 各自が納付 ※1 |
| 第2号 | 国民年金と厚生年金保険 | ●会社員 ●公務員 | 勤め先を通じて納付(給料から天引き) |
| 第3号 | 国民年金 | ●国内に居住し、第2号被保険者に扶養されている配偶者 ※2 | 自己負担なし(第2号被保険者の加入制度が負担) |

※1...経済的に困難な場合は、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」を利用

※2...一時的な海外渡航者等は、特例的に第3号被保険者になる場合がある

Q 年金はいつまで受給できる？

A 原則として受給権者が死亡するまで受給できます。ただし遺族年金は、受給権者が結婚をした時(内縁を含む)や直系の血族・姻族以外の人の養子になった時などには受給権がなくなります。障害年金についても、障害の程度が軽くなった場合は、年金が支給停止等されます。

実際に年金を受け取っている人が生存しているかどうかは、日本年金機構がマイナンバー(個人番号)を利用して確認しています。号を利用して確認しています。

Q 年金額はどのように決まる？

A 支給事由や子の数により、定額が支給される障害基礎年金や遺族基礎年金などを除き、年金額は保険料を納付した月数や賃金等(平均標準報酬額)を基に決まります(表1)。特に厚生年金保険に加入している人は、賃金を縦軸に、保険料を納付した月数を横軸にした長方形を例として、この面積が大きいほど将来受け取る年金額が増えると考え、イメージしやすいと思います。

Q 保険料を納付しないとどうなる？

A 年金の支給事由ごとに受給資格期間や保険料納付要件が異なりますが、いずれにしても保険料の納付期間が短すぎると受給できません。将来受け取る年金額を増やすためにも、できるだけ未納期間をつくらず、納付済み期間を増やすことが大切です。厚生年金保険料が給与と天引きされる会社員と比べ、自身で保険料を納付する国民年金第1号被保険者(自営業者等)は未納となりやすいので注意が必要です(表2)。

収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合のために保険料免除制度や納付猶予制度もあります。納付が難しい場合は未納のままにしないで、お住まいの市町村の国民年金担当窓口へご相談ください。

(特定社会保険労務士)